

○稲田委員長 次に、山井和則さん。

○山井委員 では、三十三分間、質問をさせていただきます。

最初に私は申し上げたいんですけれども、やはり人間にとって宗教というのは非常に大切だと思います。私も仏教の高校で学びまして、私が政治や福祉を志した原点も宗教であります。ですから、宗教は非常に大切であると思いますけれども、しかし、残念ながら、今回法案の対象となっている統一教会はカルトであります。本来、人間を幸せにするべき宗教が、カルトとして、今日もお話するように、高額献金を不当に要求する、家庭を崩壊させる、そういうことがあってはならない。そういう思いで今日は、被害者の方々からお聞きした生の声を中心に岸田総理に質問をさせていただきたいと思います。ほとんど質問通告をしておりますので、そのとおりに質問しますので、岸田総理にお答えをいただければと思います。

思い返せば、十月十七日、予算委員会で、当日、私たち、日本維新の会と立憲民主党で、ここにあります悪質献金被害救済法案というのを出しました。そのとき、予算委員会で、私、岸田総理に質問をさせていただきまして、二つのお願いをしました。一つは、是非、被害者の方に来て、直接お話を聞いていただきたい。それともう一つは、この立憲民主党と日本維新の会を一つのベース、きっかけとして、今国会中に被害者救済法を成立させようではありませんかということを行いました。

そういう中で、あれから四十二日たちまして、実際、岸田総理が被害者の話を聞いていただき、また、政府案という形になりましたけれども、与党の方々にも大変な御尽力をいただきまして、こうやって被害者救済法が成立しつつあること、そのことについては、岸田総理の決断、与党の皆さん、もちろん野党の頑張り、本当に私は関係者の方々に心より感謝を申し上げたいと思います。もちろん、西村議員が指摘されましたように、不十分な部分は多々あります。多々あります。一歩前進の法案であります。私は歴史的な一歩だと思っております。

また、この間御尽力いただきました、徹夜でこの法案作りをしてくださった役所の皆さん方、また、この法案、野党案を作っていただきました衆議院法制局の皆さん方にも心より御礼を申し上げたいと思います。

一言で言いますと、今審議しているこの政府案というのは、被害者の方々が命懸けで声を上げて作った法案ではないかと私は思っております。

そこで、お伺いをいたします。

私が十一月二十九日に岸田総理に質問をしましたが、そこで、先ほど長妻議員からも念書の問題がありましたけれども、岸田総理は、困惑状況での念書の無効性というものを答弁をされました。何と岸田総理が答弁された翌日に初めて、統一教会はある信者さんに念書を返還しました。確認されている初めての例です。今までは、念書を取って、これを一つの証拠にして裁判を闘い、献金を返さないと言っていたのを、これは多くの皆さんのお力もあると思いますけれども、やはり一つのきっかけは、私は、総理が念書は無効の疑いが強い、そういう趣旨の答弁をされた、そのことによって、翌日、統一教会側は念書を返してきたわけであります。

そこで、お伺いをしたいんですけれども、先ほど長妻委員もおっしゃいましたけれども、念書やビデオが無効になるだけではなく、問題は、二千五百万円、私もこの方にお目にかかってきました、この念書の方に、二千五百万円の献金。それで、当然、マインドコントロール、困惑して献金をさせられて念書も書かされた。だから、当然、全額返金をこれから求めていかれることになると思います。

そこで、岸田総理にお伺いしますが、不法性を隠すための念書を書かせること自体悪質なので、念書などで不法性隠しをしたような統一教会の献金については全額返金すべきと考えるが、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 公序良俗に反する念書等が無効となり得るものであること、また、そうした念書等の作成自体が勧誘の違法性を基礎づける要素の一つとなり得ること、これは先日、国会にてお答えしたとおりです。

そして、念書等を作成するきっかけとなった寄附勧誘行為が禁止行為に該当する場合、これは、寄附は取消権に基づき全額返金されるものであります。そして、配慮義務違反に該当する場合、これは、損害賠償請求の際にそうした点も考慮され、司法における判断がなされるものであると考えます。

○山井委員 これはもう、全国で、統一教会は、高額献金の方々などに、マニュアルも作って、返金要求してくる

可能性がある人には念書を取るように、ビデオを撮影するようにと、先ほど長妻議員もおっしゃったように、これはもう証拠隠しみたいなのです。それについては、困惑状態であれば全額返金可能であるという重要な答弁をいただきました。

それともう一点、私もこの被害者の方、二千五百万円の被害の方に直接お目にかかりましたが、私もびっくりしたんですけれども、約百回、数年間で百回に分けて献金をされているんです。それで、更に驚くのは、一応、統一教会の言い分もその一覧表に書いてあるんですけれども、統一教会の言い分は、自らの意思で献金した、自らの意思でささげたとずっと書いてあるんですよ、百回。

つまり、岸田総理、今、全額返金の可能性があるということをおっしゃいましたけれども、もし、百回分、一回ずつ、困惑していましたか、困惑していましたかと言われたら、十年前の二百万円、百回中の三十三回目、困惑していましたかなんて立証できないんですよ、これは。百回献金しているわけですから。

ついては、そういうことではなくて、もう悪質性、不法性、不当性は明らかなんですから、結局、このような不当な献金については一括して全額取消し可能とすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘のような事例において、百回にわたる献金の一回一回について不当な勧誘行為を立証することは大変な負担になると理解をしています。個別の寄附の意思表示という性質上、一回一回の寄附について立証することが原則となりますが、裁判では、寄附の一覧表の作成や時系列の整理などにより、簡易に不当性が審理されることもあると考えています。

また、例えば、当初不安をあおり、困惑し、定期的に献金を行うといった契約を結んだ場合など、当初の不当勧誘行為のみを立証すれば取り消せる場合もあると考えられます。

そして、このような取消権の立証に限らず、裁判実務上で最も活用されている民法の不法行為であれば、一連の勧誘行為をまとめて不法行為と認定することも可能であり、それに基づく損害賠償もできると考えられます。

こういった権利の行使を支援するため、法テラスと関係機関、関係団体との連携を強化し、支援体制の充実を図ることと政府としてはしているところであります。

○山井委員 今の答弁、重要だと思います。やはり、一回一回じゃなくて、一連として、一括して、そういう困惑していたと立証することも可能であるという答弁でありました。

もちろん、法文は現時点では変えられないわけですが、総理の答弁によって、いかに被害者が救済されやすくなるか、そのことが重要だと思います。

また、柚木議員に対してですかね、マインドコントロール下での寄附の多くが取消しにということ、一昨日の衆議院本会議で答弁をされました。これも非常に重要な答弁だと思います。つまり、マインドコントロール下での献金は、多くの場合取消し可能と。

しかし、岸田総理、統一教会の献金の多くはマインドコントロール下の献金なんです。ということであれば、統一教会の献金の多くは取消し可能と理解してよいですか。

○岸田内閣総理大臣 報道されているような旧統一教会の献金被害の多くは、自発的に献金しているように見えても、不安に乗じて教義等を教え込まれ、困惑させられて献金をしているものではないかと考えています。

こうした献金については、脱会等で困惑状態から脱して、献金当時は困惑していたことを主張、立証することで取り消し得るものであると考えています。

○山井委員 つまり、今回の法案の対象は、事実上、統一教会でありますけれども、統一教会の献金の多くは、マインドコントロールされているから返金要求が出ないわけであって、基本的には、不当、そういう不法行為の疑いがあるということでもあります。

皆さん考えていただきたいんですけれども、この国会、この法案を作るために、本当に大変な苦勞を与野党、政府を挙げて、岸田総理もリーダーシップを取っていただいて、やっているんです。ということは、ストレートに言うと、統一教会というのは、こういう不当な献金勧誘の、あえて言うと、常習的にそういうことをやっている宗教法人じゃないんですか。

それで、私たちは、西村本部長を先頭に、被害者の方々からヒアリングをさせていただきました。私個人は、一人平均二時間、二十三人から話をお聞きしました。

例えば、ここにパネルを出しますが、橋田達夫さん。御存じのように、奥様が一億円の献金を合計でされました。それで、家庭も崩壊し、離婚もされ、結果的には息子さんは自ら命を絶ってしまわれました。橋田さんはおっしゃっていました。田んぼを売ったり、いろいろなものを売って、五百万、一千万、二千万と、どんどんどんどん献金をする。やめてくれ、やめてくれと、夫婦で取っ組み合いのけんかになった。お金があつたら献金すると。それは、私でも取っ組み合いのけんかをしますよ。その結果、息子さんまでお亡くなりになられた。

私、高知に三回行ってお話をお聞きしましたがけれども、私聞いたんです、橋田達夫さんに。実名出して、顔出して、リスクがあるんじゃないんですか、向こうは統一教会ですよ。そのときに、橋田達夫さんはこうおっしゃったんです。山井さん、自分はもう先の人生短いんです、自分のことはどうでもいい、でも、自分の息子のように、統一教会に関係して亡くなる、あるいはつらい思いをする子供はもうなくしたいんです、子供の統一教会の被害者をなくすために、自分はもうどうなってもいいから、顔出して、名前出して、発言しますということを橋田達夫さんはおっしゃいました。

さらに、今日も朝から傍聴にお越しになっておられますが、小川さゆりさんも声を上げておられます。小さいときから、例えば給食費も払ってもらえない、もちろん服も買ってもらえない。献金、献金と親はやる。アルバイトで稼いだ二百万円も親に没収され、その時期、親は献金、献金をしている。それで、二十歳を過ぎて脱会をされたわけですけども、岸田総理、脱会するという事はただごとじゃないんです。事実上、親子の縁を切るということなんです。

それで、私は、初めて会った被害者の方が小川さんでしたけれども、その後、与党でも小川さんのヒアリングをしてくださいました、法務大臣も小川さんと会ってくださいました、私たちも様々な被害者からヒアリングをしましたけれども、小川さんも、小さなお子さんを抱えて、統一教会から、あるいは現役の信者さんから壮絶な嫌がらせ、迫害を受けながらも、声を上げておられるわけです。私にもしものことがあったら後は頼むからと言って、小川さんだけじゃありません、多くの被害者の方は命懸けで声を上げておられるんです。それも、自分のためじゃない、もうこれ以上自分たちのように苦しむ子供たちをつくりたくないという思いで、多くの二世の方々が体を壊しながら声を上げておられます。

私は思うんですね。橋田達夫さんも、本当は離婚したくなくて、円満な家庭を築きたかった。小川さゆりさんも、両親と事実上もう今は断絶状態ですよ。でも、本当はみんな家庭円満に暮らしたかったわけですよ。それを壊したのが統一教会なんです。

そこで、岸田総理、お伺いします。

この資料も見てください。今までの膨大な被害。皆さん、十七ページ。昨日も川井弁護士が配られました。過去三十数年間、被害相談が三万四千件、被害の額が千二百三十七億円。次のページを見たら、一億円以上の被害がいっぱいありますよ。これは、被害相談が三万件ということは、恐らく数十万家庭の被害があるんじゃないんですか。今言ったような橋田さんや小川さんのような、一家庭一家庭、高額献金で家庭が崩壊したとか子供が不登校になった。私も聞きました。子供が不登校になってしまった、あるいは信者さんの高校生が自殺をした。それは、自分たちは神の子だ、サタン、悪魔のほかの子とは余り仲よくしては駄目よ、そんな教えを受けたらきついですよ。私は、もちろん、統一教会で幸せなお子さんもおられると思いますよ。でも、これだけの被害者を出している、これだけの被害者を。家庭を崩壊したり自殺者さえ出ている。

そこで、岸田総理にお伺いしますが、ここまで被害を三十年以上出して、この国会でここまで苦労して取締りをする法律を作らねばならない、そういう統一教会というカルトの宗教法人を宗教法人として税制で優遇して国が支援するというのは、岸田総理、おかしくないでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 まず、政治の立場から、委員御指摘のような被害を受けられた方、また、大変つらい思いをされた家族の皆さん方に思いを巡らすこと、これは大変重要なことだと思います。

そして、だからこそ、立法府として、日本の法体系の中で、こうした実態に、どこまで被害者を救済し、そして再発を防止するための法律を作ることができるのか、最大限努力をしなければならぬということで、政府としても法律の作成を急ぎ、そして与野党の協力によってこれをさらに修正すべきものを修正し、そしてさらには法律成立後も実効性を高めていかなければならないと思います。

そして、こうした団体を宗教法人法の下で宗教法人として認め、税制優遇を行うことはおかしいと思いませんかという御質問でありましたが、この御質問に対しては、だからこそ、宗教法人法に基づいて、これを今、政府として、報告徴収、質問権の行使等を通じて実態把握に努めています。そして、それと併せて、様々な関係者の協力を得ながら、実態を把握した上で、法律に基づいて適切に対応しなければいけない、こうした手続を進めているところです。

法律に基づいて、適切にこの当該団体を扱うべく、立法府として最大限努力を続けていかなければならない、このように思っています。

○山井委員 岸田総理の今の答弁は、心の中ではおかしいと思っているから今質問権を行使しているんだ、そういうことだと思うんです。今、うなずいていただきました。

統一教会からの第一回目の回答があした九日に来ると言われています。残念ながら、今日一日でも新たな被害者は増え続けているんです。献金されている方もいます。新たに入信をされている方もおられます。一日でも解散請求が遅れたら、被害者は増えるんです。最大の被害者救済策は予防なんです。もちろん、解散命令は時間がかかります。でも、政府にできる、岸田総理にできる一番重要なことは、一刻も早く解散請求を出すことです。ついては、あした回答が来ます。こう言ったら何ですけれども、それほど誠実な回答は私は返ってこない可能性があると思います。それを何回もやっていたら、その間に被害者は増えるんです。

岸田総理、もう私たちも懲り懲りですよ。こういうカルトの、国民を不幸にする法人のために国会が、ある意味でみんながこれだけの労力と時間を使って、三十年間放置されてきた、やはり、もうこれはピリオドを打つべきときだと思うんです。

あした回答が返ってきます。速やかに解散請求をしてほしいと思います。いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 政府としては、この法治国家において、法律に基づいて最大限のスピード感を持って対応していかなければならないと考えています。

十一月二十二日に文部科学大臣が、宗教法人法に基づき、宗教法人審議会の答申を踏まえて報告徴収、質問権を行使いたしました。そして、十二月九日を期限として報告をするように求めたところですが、こうした報告徴収、質問権の行使を通じて、旧統一教会の業務等に関して、具体的な証拠や資料などを伴う客観的な事実を明らかにした上で、法律にのっとり必要な対応を取っていく、これが政府の方針ですが、最大限のスピード感を持って適切に対応していかなければならない、このように考えます。

○山井委員 今の最大限のスピード感を持ってという総理の答弁、私は、本当に重く受け止め、期待をしたいと思います。二か月も三か月もかかっていたら、その間にまた献金をし、その間に家庭崩壊し、その間に、申し訳ないけれども、自ら命を絶たれる方も出てくるかもしれないんです。

これは、残念ながら昨日、今日の話じゃないんです。私も国会議員の一人として恥じねばなりませんけれども、三十数年間、行政と立法が、放置するどころか、結果的には、税制優遇でこの多くの家庭を不幸にしている団体を応援してきてしまったわけですよ。応援しているんです、今も。今日も応援しているんですよ、税制優遇で。

おかしいじゃないですか。統一教会の献金がおかしいからこの法案の審査をやっているんでしょう。でも、セットで税制優遇で応援しているんですよ、私たちは。ですから、法律の範囲で、最大限のスピードで、岸田総理に解散請求をしていただきたいと思います。

そして、こういう中で、岸田首相の決断もあって、私は、不十分な点は多々あるけれども、歴史的な法案だと思います。そのことに関して、被害者の方々は大変喜んでおられます。

昨日も、今日の配付資料にありますけれども、宗教二世の方々が当事者団体を設立されまして、問題の根絶を目指しておっしゃっておられます。今日もインターネットで声を上げて、いろいろ統一教会の問題点を指摘してきたけれども、様々な嫌がらせとかに遭って、今日も体調が悪くて寝ながらこのインターネット中継を見てください、そういう方々もおられるんです。

でも、その方々の共通の思いは、もちろん、法律に不十分な点もあるけれども、やはり、岸田総理を中心に、閣法で、政府の法律でこの法案を作ってくれてありがたい、感謝したいと、皆さん大変喜んでおられます。

ついては、もし可能であれば、無事法案が成立した暁には、その被害者の方々も、一言、岸田総理にお礼を言い

たいとおっしゃっているんです。会う形はどういう形でも構いませんが、是非、そういう被害者の方々が岸田総理にお礼を言いたいとおっしゃっている。どういう形でもいいですけども、会っていただけませんかでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 そういったお気持ちを持っていただいていることは大変重たいことであると受け止めます。

会ってもらえないかということですが、では具体的にどなたに会うか、いつ会うか等は調整をしなければならないとは思いますが、そういった機会を持てるように検討したいと思います。

○山井委員 これはよく、入信する人、献金する人が悪いじゃないかと。山井、こんなのはほっておいたらいいじゃないかと言う人がいるんですよ。でも子供には罪はないでしょう、子供には。全く子供には罪はないでしょう。

残念ながら、ゼロ歳、一歳、それで教義に基づいて、ほかの子はサタン、悪魔です、自分は神の子です、恋愛したら駄目です、まあ言い出したら切りがないですけども、子供にかけるお金よりも献金する方が大切ですよ。やはりそういう教えは、一言で言うと児童虐待ですよ、はっきり言って。幸せなお子さんもいることも否定しません。でも、やはりこれだけ多くの被害者が出ているんですから。

その方々が、岸田総理には本当に感謝しているとおっしゃっているので、是非会って、お願いということじゃなくて、お礼を言いたいとおっしゃっていますので、是非会っていただければと思います。

そのことにも関係して、今回の法案審議の中で、岸田総理からは、不法行為で裁判したら勝ちやすくなりますよ、今回の法案でという答弁がありました。私は、あの答弁を聞くたびに心が痛むんです。何でかというと、二世の方々は、言っちゃ悪いけれども、親の献金で貧しいんですよ。

ある人は、娘さんのカードローンで、献金を勝手にされて、その親の献金の借金を今返している方もたくさんおられるんですよ。それと、統一教会では、年金保険料も払わなくていい、そんなお金があったら献金しなさいという教えだから、親は無年金な人が多いんですよ。その自分を献金まみれで不幸にしたとも思われる親が無年金で老後自己破産したりして、その介護をさせられる、これはやはりきついですね。裁判もできないんです。お金もかかります。親の献金の立証もできません。

この間御尽力いただいた弁護士の方々が二百人規模の統一教会被害者救済の弁護士をつくられるんです。今後、恐らく集団交渉されることになります。

ついては、岸田総理に要望があります。といいますのは、二世などの家族の被害者の救済のため、法テラスや弁護士への相談費用の無償化、集団交渉への参加を政府が支援、あっせんすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘のように、宗教二世を始めとする旧統一教会問題の被害者の方々が弁護士に相談するなどして被害回復を図ること、これは重要であると認識をいたします。

そして、法テラスでは、旧統一教会問題の対応窓口や心理専門職を配置した対応部署を新設するなどして、宗教二世を含むお困りの方からの相談に対応するとともに、資力の乏しい方に対して弁護士による無料法律相談等を実施する民事法律扶助を積極的に活用し、そして、日本弁護士連合会等と連携して、経験や理解のある弁護士を紹介するなど、取組を行っています。

政府としては、こうした法テラスの取組を予算面、そして体制面から強力に後押しし、さらに、関係機関、団体等との緊密な連携の下、被害者の多様かつ複合的なニーズに応じて支援の一層の充実を図るなどして、効果的な救済に万全を尽くしていきたいと考えております。

○山井委員 では、最後に質問をいたします。

今回、債権者代位権などは残念ながら実効性が乏しいとの懸念があるため、私たちが提案している特別補助人制度や家族による取消権の創設を含め、法案が成立した後に、被害者の二世や家族の救済や支援のための検討会を立ち上げて、その検討会の中では被害者の方々からのヒアリングも行い、今後も議論、検討を続けるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 法律施行後の見直しに当たっては、法律の執行の状況及び社会経済情勢の変化などを勘案すべく、一定の法運用の実績を確保する必要があります。そして、見直しの検討の形式は様々あると思いますが、いずれにせよ、被害防止、救済のために更に実効的な政策を講ずるべく、検討内容を充実させるとともに、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えます。

○山井委員 以上で終わります。ありがとうございます。